

令和4年7月29日付「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集」からの修正点

※下線部は修正のあった箇所

1. 「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（案）の概要」を以下のとおり修正。

修正前	修正後
<p>2. 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（案）の概要</p> <p>(1) 転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間</p> <p>転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間について、整備法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三項の規定による通知があつた日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。</p> <p>一 <u>法第二十四条の二第三項の規定により通知された転出の予定年月日から三十日を経過した日</u></p> <p>二 <u>法第二十四条の二第四項に規定する転出届をした者が転入をした日から十四日を経過した日</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>2. 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（案）の概要</p> <p>(1) 転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間</p> <p>転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間について、整備法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）<u>第二十四条の二第三項の規定による通知があつた日から、同項の規定により通知された転出の予定年月日から三十日を経過した日</u>までの期間とする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>※詳細は「(別紙2)新旧対照表」のとおり。</p>

2. 意見募集の対象に「新旧対照表」を追加。

3. 「意見募集要領」を以下のとおり修正。

修正前	修正後
<p data-bbox="241 336 465 368">5 意見提出期間</p> <p data-bbox="264 384 1093 464">令和4年7月30日（土）から令和4年9月<u>5日（月）</u>まで（必着）</p> <p data-bbox="315 480 853 512">（郵送についても締切日に必着とします。）</p>	<p data-bbox="1124 336 1348 368">5 意見提出期間</p> <p data-bbox="1146 384 1930 464">令和4年7月30日（土）から令和4年9月<u>20日（火）</u>まで（必着）</p> <p data-bbox="1198 480 1736 512">（郵送についても締切日に必着とします。）</p>